

○インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律等に基づく事務の取扱いに関する訓令

平成21年 6 月24日
警察本部訓令第16号

改正 平成24年 7 月 6 日本部訓令第 8 号、平成26年 3 月25日本部訓令第10号、平成28年 3 月31日本部訓令第 5 号、令和元年 6 月13日本部訓令第 4 号、令和元年12月13日本部訓令第 8 号、令和 3 年 3 月30日本部訓令第 4 号、令和 4 年 3 月22日本部訓令第 5 号

インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律等に基づく事務の取扱いに関する訓令を次のように定める。

インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律等に基づく事務の取扱いに関する訓令

(趣旨)

第1条 この訓令は、インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（平成15年法律第83号。以下「法」という。）、インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律施行令（平成20年政令第346号。以下「施行令」という。）、インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律施行規則（平成15年国家公安委員会規則第15号。以下「規則」という。）及び香川県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規則（平成12年香川県公安委員会規則第34号）の規定に基づくインターネット異性紹介事業に関する事務の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(届出書の取扱い)

第2条 警察署長は、インターネット異性紹介事業に係る届出書（以下「届出書」という。）の提出を受けたときは、行政手続法（平成5年法律第88号）第37条の規定により、届出書の記載事項に不備がないこと、届出書に必要な書類が添付されていることその他の法令に定められた届出の形式上の要件に適合しているかどうかを確認しなければならない。

2 警察署長は、届出書のうち規則第1条第1項に規定する事業開始届出書（以下「開始届出書」という。）又は規則第2条第1項第2号に規定する届出事項変更届出書（以下「変更届出書」という。）の提出を受けた場合において、届出の事項について調査を要するときは、法第8条各号に掲げる欠格事由（以下「欠格事由」という。）に関し、警察職員が調査することを告知するものとする。

3 警察署長は、届出書の提出を受けたときは、別記様式第1号の受付簿に必要な事項を記載してその処理結果を明らかにするとともに、当該届出書及びその関係書類を別表第1に定めるインターネット異性紹介事業関係書類の編さん順序により整理の上、香川県警察の文書管理に関する訓令（平成14年香川県警察本部訓令第3号）第2条第3

号に規定する簿冊（以下「簿冊」という。）別に、暦年による受付順に編さんし、保存期間が終了するまで適切に保存しなければならない。

（開始の届出）

第3条 警察署長は、開始届出書の提出を受けたときは、届出の内容を別記様式第2号のインターネット異性紹介事業届出確認表（以下「確認表」という。）の確認項目により確認し、これを適当と認めたときは、速やかに別記様式第3号のインターネット異性紹介事業届出帳（以下「届出帳」という。）を2通作成し、その1通に開始届出書の写しその他関係書類の写しを添えて、香川県警察本部生活安全部生活環境課長（以下「生活環境課長」という。）に送付しなければならない。

2 生活環境課長は、警察署長から届出書の提出を受けた旨の通報を受けたときは、速やかに別表第2に定める届出受理番号の採番要領に基づき採番し、当該警察署長に通知するものとする。

3 生活環境課長は、前項の規定による受理番号の管理及び採番を別記様式第4号のインターネット異性紹介事業開始届出一覧表により行うものとする。

（変更の届出）

第4条 警察署長は、変更届出書の提出を受けたときは、届出の内容を確認表の確認項目により確認し、これを適当と認めたときは、速やかに当該変更届出書その他関係書類の写しを生活環境課長に送付しなければならない。

（欠格事由の調査）

第5条 警察署長は、開始届出書又は法人の代表者若しくは役員の氏名の変更に係る変更届出書の提出を受けたときは、速やかに別記様式第5号のインターネット異性紹介事業開始等届出調査書（インターネット異性紹介事業者調査用）により、当該インターネット異性紹介事業者が欠格事由に該当するか否かを調査しなければならない。この場合において、その調査結果を確認表の身上調査及び前科調査の確認結果欄に記載するものとする。

2 警察署長は、開始届出書の添付書類とされている法第11条の規定による児童でないことの確認方法が規則第5条第2項第2号に規定する識別符号付与業務の委託を受ける者であるときは、別記様式第6号のインターネット異性紹介事業開始等届出調査書（識別符号付与業務受託業者調査用）により、識別符号付与業務の委託を受ける者が欠格事由に該当するか否かを調査しなければならない。

（届出書等の移送）

第6条 警察署長は、インターネット異性紹介事業者が他の警察署の管轄区域内に事務所（事務所のない者にあつては、住居。以下「事務所」という。）を移転したときは、管理する開始届出書及びその関係する書類を移転先の事務所の所在地を管轄する警察署長に移送するものとする。

2 警察署長は、インターネット異性紹介事業者の変更の届出が他の都道府県公安委員会の管轄区域内への事務所の移転に係る変更であるときは、生活環境課長を経由して当該公安委員会に対し、変更の届出に関する書類を移送するものとする。

（廃止の届出）

第7条 警察署長は、規則第2条第1項第1号に規定する事業廃止届出書（以下「廃止届

出書」という。)の提出を受けたときは、届出の内容を確認し、これを適当と認めたとときは、速やかに当該廃止届出書その他関係書類の写しを生活環境課長に送付しなければならない。

(届出台帳の管理)

第8条 生活環境課長及び警察署長は、簿冊に届出台帳を開始届出受理番号順に累年で編さんし、保存期間が終了するまで適切に保存しなければならない。

2 生活環境課長及び警察署長は、インターネット異性紹介事業の廃止、法第7条第1項各号に掲げる事項の変更、インターネット異性紹介事業の指示又は停止等の処分その他届出台帳に記録すべき重要なものについては、その都度、これに必要な事項を記載しなければならない。

(報告及び資料の提出の要求)

第9条 生活環境課長又は警察署長は、法第16条の規定によりインターネット異性紹介事業者から報告又は資料の提出を求めるときは、規則第10条に規定する報告等要求書を作成し、これを名あて人となるインターネット異性紹介事業者に交付しなければならない。

2 警察署長は、インターネット異性紹介事業者から前項の報告等要求書に係る報告又は資料の提出を受けたときは、当該報告に関し作成した書面又は提出された資料の写しを生活環境課長に送付しなければならない。

(指示等)

第10条 警察署長は、インターネット異性紹介事業者が法第13条の規定により指示を行う必要がある事案を認知したときは、別記様式第7号の指示処分上申書に当該事案に係る報告書を添えて、生活環境課長を経由して香川県警察本部長(以下「警察本部長」という。)に上申しなければならない。

2 生活環境課長は、前項の規定により上申があったときは、これを審査し、行政手続法第13条第2項に規定する場合を除き、聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則(平成6年国家公安委員会規則第26号。以下「聴聞規則」という。)第20条に規定する弁明通知書を当該不利益処分の名あて人となるべきインターネット異性紹介事業者に直接又は警察署長を経由して交付し、当該名あて人から弁明があったときは、行政手続法第29条第1項に規定する弁明書の提出を受け、又は聴聞規則第22条第1項に規定する弁明調書を作成しなければならない。

3 生活環境課長は、第1項の上申及び前項の弁明について審査し、指示をすることが相当と認めるときは、規則第7条に規定する指示書及び別記様式第8号の不利益処分決定通知書を作成して、上申に係る警察署長に送付しなければならない。

4 警察署長は、前項の指示書の送付を受けたときは、速やかに、当該指示書を名あて人であるインターネット異性紹介事業者に交付して処分を執行し、その処分に係る事項の履行状況について、生活環境課長を経由して警察本部長に報告しなければならない。

(事業の停止等)

第11条 警察署長は、法第14条第1項に規定する事業の停止命令又は同条第2項に規定する事業の廃止命令の処分(以下「事業停止等の処分」という。)を行う必要がある事

案を認知したときは、別記様式第9号の事業停止等処分上申書に当該事案に係る報告書その他の資料を添えて、生活環境課長を経由して警察本部長に上申しなければならない。

- 2 前条第2項の規定は、事業停止等の処分に係る手続について準用する。
- 3 生活環境課長は、インターネット異性紹介事業者に事業停止等の処分の通知を行うときは、規則第8条に規定する命令書及び不利益処分決定通知書を作成して、上申に係る警察署長に送付しなければならない。
- 4 警察署長は、前項の命令書の送付を受けたときは、速やかに、当該命令書を名あて人であるインターネット異性紹介事業者に交付して処分を執行し、その処分に係る事項の履行状況について、生活環境課長を経由して警察本部長に報告しなければならない。

(審査請求等の教示)

第12条 インターネット異性紹介事業者に対し不利益処分を書面により行う場合における行政不服審査法（平成26年法律第68号）第82条第1項又は行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第46条第1項の規定による教示は、当該書面の余白に記載するなどして行わなければならない。この場合において、行政不服審査法第82条第1項の規定による教示の記載については、香川県公安委員会に対する審査請求に関する規則（平成28年香川県公安委員会規則第3号）第26条に規定する教示文を使用するものとする。

(指示等処分の移送及び処分事由の通報)

第13条 警察署長は、法第15条第1項若しくは第3項又は第17条第2項の規定により他の都道府県公安委員会に対して処分の移送又は処分事由の通報を行うときは、指示処分上申書又は事業停止等処分上申書に当該事案に係る報告書を添えて、生活環境課長を経由して警察本部長に上申しなければならない。

- 2 生活環境課長は、前項の規定による処分の移送に係る上申があったときは、これを審査し、移送することが相当と認めるときは、規則第9条に規定する処分移送通知書を作成し、移送すべき都道府県公安委員会に対し、当該処分移送通知書及び処分事由に関する書類を送付しなければならない。
- 3 生活環境課長は、第1項の規定による処分事由の通報に係る上申があったときは、これを審査し、通報することが相当と認めるときは、別記様式第10号の行政処分事由該当事案等通報書を正副2通作成し、通報すべき都道府県公安委員会に対し、当該行政処分事由該当事案等通報書正副2通及び処分事由に関する書類を送付しなければならない。
- 4 生活環境課長は、他の都道府県公安委員会から行政処分事由該当事案等通報書の送付を受けたときは、行政処分事由該当事案等通報書の副本の通報を受けた者の欄に生活環境課長名で記名し、通報を行った都道府県公安委員会に返送するものとする。
- 5 生活環境課長は、第2項又は前項の規定により他の都道府県公安委員会から処分移送通知書の送付又は行政処分事由該当事案等通報書による通報を受けたときは、第10条から前条までの規定に準じて取り扱うものとする。

(受領書)

第14条 生活環境課長又は警察署長は、インターネット異性紹介事業者に対し、公安委員

会が発する書面を交付する場合において、必要があると認めるときは、別記様式第11号の受領書を徴するものとする。この場合において、インターネット異性紹介事業者に対する不利益処分の書面に係る受領書は、生活環境課長に送付しなければならない。

(国家公安委員会への報告)

第15条 生活環境課長は、法第17条第1項の規定による国家公安委員会への報告は、別に定めるところにより、警察庁情報管理システムによる電算登録に報告事項を入力することにより行うものとする。

附 則

この訓令は、平成21年6月24日から施行する。

附 則 (平成24年7月6日本部訓令第8号)

この訓令は、平成24年7月9日から施行する。

附 則 (平成26年3月25日本部訓令第10号)

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年3月31日本部訓令第5号)

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (令和元年6月13日本部訓令第4号)

1 この訓令は、令和元年7月1日から施行する。

2 改正前の訓令で定める様式による用紙は、当分の間、修正して使用することができる。

附 則 (令和元年12月13日本部訓令第8号)

この訓令は、令和元年12月14日から施行する。

附 則 (令和3年3月30日本部訓令第4号)

1 この訓令は、令和3年3月30日から施行する。

2 改正前の各訓令で定める様式による用紙は、当分の間、使用することができる。

附 則 (令和4年3月22日本部訓令第5号)

1 この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

2 略

(別表及び別記様式 省略)